

大和市広告掲載に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第5号

大和市広告掲載に関する規則の一部を改正する規則

大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「場合」の次に「又はネーミングライツに係る広告媒体である場合」を加える。

第22条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（国等の広告掲載の特例）

第20条 市長は、第5条第1号に掲げる広告のうち、第3条に規定する基準に適合することが明らかなものについては、第8条、第9条及び第12条の規定を適用しないことができる。

別表中「第21条」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。